１　「こども誰でも通園制度」と「一時預かり事業」との相違点

項目	こども誰でも通園制度	一時預かり事業
主な目的	全てのこどもの育ちを応援し、 良質な成育環境を整備する	育児疲れによる保護者の 心理的・身体的負担の軽減
対象者	０歳６か月児～２歳児の内、認可 保育施設等に通っていない児童 （３歳の誕生日の前々日まで）	０～５歳児 （施設による）
主な利用方法	定期的な利用 （毎週１回など）	スポット的な利用
利用可能施設	原則１施設	複数の施設も可
１日の利用時間	２～５時間程度	長時間も可
１か月の利用時間	10 時間まで （国の補助上限）	施設による （週２回までなど）
利用者負担額	無償（都の第一子無償化の 対象となる見込み）	施設や利用時間による （１日 2,000～5,000 円程度）

※対象者は、目的等に応じて、両事業を使い分けることが可能

２　施設の開所日時等の設定

開所日時・対象年齢・利用定員等については、各実施施設において、受入体制等を鑑み、個別に設定する。

【実施例イメージ】

	開所日	開所時間帯	対象年齢	利用定員
施設 A	週５日(月～金曜日)	午前 10 時～午後３時	０～２歳児	１人
施設 B	週３日(月・水・金曜日)	午前９時～11 時 30 分	１歳児	３人
施設 C	週１回(水曜日)	午前８時 30 分～11 時	０歳児	３人